

## 船舶事故調査報告書

平成26年10月23日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄司邦昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根本美奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成26年4月10日 11時08分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市宇久島西方沖 長崎県小値賀町所在の斑島灯台から真方位292°11.8海里付近 （概位 北緯33°17.1′ 東経128°47.9′）
事故調査の経過	平成26年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 明誠丸、9.1トン NS2-13869、個人所有 14.37m (Lr) × 3.32m × 1.15m、FRP ディーゼル機関、450kW（動力漁船登録票による）、平成2年7月5日
乗組員等に関する情報	船長 男性 44歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年10月13日 免許証交付日 平成25年9月3日 （平成30年10月12日まで有効） 甲板員A 女性 42歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、甲板員A及び甲板員Bが乗り組み、宇久島西方沖で船尾から刺し網の投網中、操舵室で操船していた船長が、船尾方から足が掛かったという声を聞き、すぐに操縦レバーを停止位置とし、続いて後進側としたが、前進行きあしは止まらず、操舵室から船尾方を振り返った時、網と共に落水する甲板員Aを見た。（写真1参照）

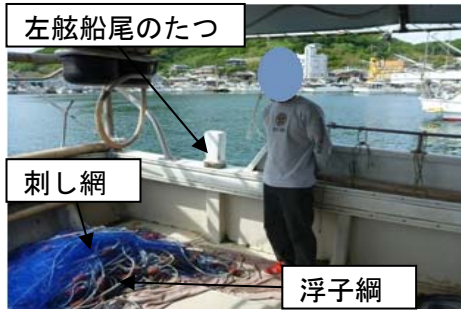


写真1 甲板員Aの作業位置

船長は、操縦レバーを後進側から停止位置とし、船内に残っていた網を左舷船尾のたつに巻き付けて網の繰出しを止め、落水した甲板員Aが、長靴が脱げて足が網から外れたものの、船尾から約2m離れた所で網に絡まり、身動きがとれずに<sup>あぼ</sup>浮子網につかまっていることを視認した。

船長は、海に飛び込み、甲板員Bから包丁を受け取って刺し網を切り、11時08分ごろ甲板員Bに網を手繰らせて甲板員Aを左舷船尾の舷側まで引き寄せさせた。

甲板員Bは、操舵室左舷側にあるサイドローラを使って網を巻き上げたが、甲板員Aを船内に揚収することができず、船長が、甲板員Aに巻き付けたロープを引き上げ、たつに巻き付けて甲板員Aの呼吸を確保したところ、ロープがきつくて苦しいと甲板員Aが言うので、ロープを緩めた。(写真2、写真3参照)



写真2 甲板員A引き寄せ位置

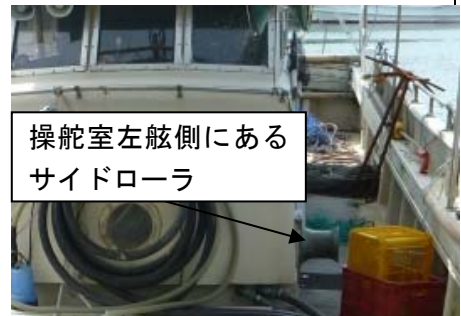



写真3 サイドローラ

船長は、甲板員Aが呼吸できるように、海中から持ち上げていたが、甲板員Aが意識を失ったので、舷外に張り出していた右舷船首にある揚網用ローラで早く船内に揚収しようとし、甲板員Bにロープを引かせて甲板員Aを右舷船首の舷側まで移動させ、揚網用ローラで揚収させた。(写真4参照)

	 <p>写真4 甲板員 A 揚収位置</p> <p>船長は、右舷中央部付近の海面下に取り付けられたがぶり止めと称される水平安定板に足を掛けて船内にはい上がり、甲板員 B と共に宙づり状態の甲板員 A を船内に揚収し、甲板員 A が心肺停止状態だったので、11時25分ごろ人工呼吸を始め、甲板員 B に操船させて宇久島の神ノ浦漁港に向かわせ、航行中に救急車の要請を行わせた。</p> <p>甲板員 A は、本船が神ノ浦漁港に入港後、救急車及びドクターヘリコプターで診療所に搬送されたが、死亡が確認され、溺水と検案された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 西南西、風速 約3.1m/s、視界 良好 海象：波高 約0.2m、海水温度 約14℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員 A は、防寒対策をした身支度の上に合羽の上下を着用し、救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>甲板員 A は、投網中、網の浮子綱等への引っ掛かりを監視しており、網が引っ掛かった場合、以前は船を止めて網を外していたが、最近は作業に慣れ、船を止めずに網を外していた。</p> <p>本船は、救命浮環を装備していなかった。</p> <p>本船は、左舷船尾のたつ付近の乾舷が約1.3m、操舵室左舷側にあるサイドローラ付近の乾舷は約1.5m、及び右舷船首にある揚網用ローラ付近の乾舷が約2.0mであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>甲板員 A の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、宇久島西方沖で刺し網の投網中、甲板員 A が、足を網に絡ませて落水し、網から足が外れたものの、船内に揚収されるまでに時間を要しており、その間に海水を誤嚥したことから、溺水し、死亡するに至ったものと考えられる。</p> <p>甲板員 A は、救命胴衣を着用していなかったこと、また、救命浮環等の浮体につかまっていなかったことから、顔が海中に沈んで海水を誤嚥したものと考えられる。</p>

	<p>本船では、操舵室左舷側にあるサイドローラを使って甲板員Aを船内に揚収しようとしたが、乾舷が約1.3～約1.5mあり、甲板員Aの衣服が海水を吸い込んで重くなっていたことから、船内に揚収されるまでに時間を要したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、宇久島西方沖で刺し網の投網中、甲板員Aが、足を網に絡ませて落水し、網から足が外れたものの、船内に揚収されるまでに時間を要しており、その間に海水を誤嚥したため、溺水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船舶から網及び綱を繰り出している場合、その上には上がらないこと。</li> <li>・ 救命胴衣等の着用を努めるとともに、適切な着用を心掛けること。</li> <li>・ 落水者が救命胴衣を着用していない場合、救命浮環等の浮体を投げ入れ、落水者の呼吸を確保すること。</li> <li>・ 乾舷が大きい船舶は、落水者の救助に備え、はしごを準備することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

